

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからチまで、第二号、第三号ロ（11）、第四号（ハに係る部分を除く。）、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。 〔一・二 略〕 三 銀行の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの イ 〔略〕 ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13から18）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。） 〔1〕～〔14〕 略〕 (15) 信託勘定有価証券残高（17）に掲げる事項を除く。）</p> | <p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第十九条の二 〔同上〕 〔一・二 同上〕 三 〔同上〕 イ 〔同上〕 ロ 直近の三中間事業年度及び二事業年度又は直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（13から17）までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。） 〔1〕～〔14〕 同上〕 (15) 信託勘定有価証券残高（16）に掲げる事項を除く。）</p> |

- 〔16〕 信託勘定暗号資産残高及び履行保証暗号資産（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第二十一条第四項に規定する履行保証暗号資産をいう。）残高
- 〔17〕・〔18〕 〔略〕
- ハ 〔略〕
- 四 〔略〕
- 五 銀行の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
- 〔イ〕ホ 略
- へ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
- 〔1〕～〔3〕 略
- 〔4〕 暗号資産
- 〔ト〕～ル 略
- 〔六〕・七 略
- 〔2〕～5 略

別表第一（第十九条の二第二項第三号ハ関係）

| 項目 | 記載する事項 |
|--------------------|--------------------------------------|
| 〔略〕 | |
| 信託業務に関する指標（信託業務を営む | 五 金銭信託等の種類別の貸出金、有価証券及び暗号資産の区分ごとの運用残高 |

- 〔加える。〕
- 〔16〕・〔17〕 〔同上〕
- ハ 〔同上〕
- 四 〔同上〕
- 五 〔同上〕
- 〔イ〕ホ 同上
- へ 〔同上〕
- 〔1〕～〔3〕 同上
- 〔加える。〕
- 〔ト〕～ル 同上
- 〔六〕・七 同上
- 〔2〕～5 同上

別表第一（第十九条の二第二項第三号ハ関係）

| 項目 | 記載する事項 |
|--------------------|---------------------------------|
| 〔同上〕 | |
| 信託業務に関する指標（信託業務を営む | 五 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの運用残高 |

| | | |
|--------------------|----|-------------------------|
| 備考 表中の「」の記載は注記である。 | ～ | 場合に限る。 |
| | 十三 | 「六〇十二 略」 暗号資産の種類別の残高 |
| | ～ | 場合に限る。 |
| | | 「六〇十二 同上」 「号を加える。」 |